

改正案

○建設省告示第千三百五十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。
平成 年 月 日

防火構造の構造方法を定める件

第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のイからハまでのいずれかに定めるものとする。
 - イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
 - ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。
 - (1) 屋内側にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこうボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張つたもの
 - (2) 屋外側にあつては、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するもの
 - (i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが十五ミリメートル以上のも
 - (ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ十ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗つたもの
 - (iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしつくいを塗り、その上に金属板を張つたもの
- ii) モルタル塗の上にタイルを張つたもので、その厚さの合計が二十五

現行

○建設省告示第千三百五十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。
平成 年 月 日

防火構造の構造方法を定める件

第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
 - イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
 - ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。
 - (1) 屋内側にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこうボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張つたもの
 - (2) 屋外側にあつては、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するもの
 - (i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが一・五センチメートル以上のも
 - (ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一センチメートル以上モルタル又はしつくいを塗つたもの
 - (iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしつくいを塗り、その上に金属板を張つたもの

ミリメートル以上のもの

(v) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗つたもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

(vi) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの

(vii) 厚さが二十五ミリメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの

(viii) 厚さが二十五ミリメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが六ミリメートル以上の石綿スレートを張つたもの

(ix) 石綿スレート又は石綿パライット板を一枚以上張つたもので、その厚さの合計が十五ミリメートル以上のもの

ハ 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに定めるものとする。

(1) 土蔵造

(2) 土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが二十ミリメートル以上のもの

(3) 次に定める構造とすること。

(i) 屋内側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。）にあつては、ロ(1)に定める構造

(ii) 屋外側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。）にあつては、次のaからeまでのいずれかに該当する構造

a 鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗りで塗厚さが二十ミリメートル以上のもの

b 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗つたもの

c 土塗壁（塗厚さが二十ミリメートル以上のもの。dにおいて同じ

ハ 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。

(1) 屋内側にあつては、ロ(1)に定める構造

(2) 屋外側にあつては、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する構造

(i) 鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗で塗厚さが二センチメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上モルタル又はしつくいを塗つたもの

(iii) モルタル塗の上にタイルを張つたものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

(iv) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗つたものでその厚さの合計が二・五センチメートル以上のもの

- d 土塗壁に下見板を張つたもの
- e ロ(2)(ウ)からEに定める構造

二 令第八号第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあっては、次のイ又はロに定めるものとする。

イ 準耐火構造とすること。

ロ 前号ロ又はハに定める構造とすること。

第二 令第八号第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次の一又は二に定めるものとする。

一 準耐火構造とすること。

二 第一号ハ(3)(ウ) a から e までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(v) 土蔵造

(ウ) 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの

(ウ) 厚さが一・二センチメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの

(ウ) 厚さが二・五センチメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの

(ウ) 厚さが二・五センチメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スレートを張つたもの

(ウ) 石綿スレート又は石綿パライト板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

二 令第八号第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 準耐火構造とすること。

ロ 前号ロ及びハに定める構造とすること。

第二 令第八号第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

一 準耐火構造とすること。

二 第一号ハに定める構造とすること。